



障害者(児)のための 手当制度

特別障害者手当

対象 ① 次の項目全てに該当する方
20歳以上で、精神または身体に重
度の障害があり、日常生活で常
時特別の介護を必要とする方
継続して3カ月を超えて入院して
いない方
障害者福祉施設に入所していない
方
支給額【月額】

区 分	支給額
A種	33,610円
B種	27,610円
C種	26,520円

所得により支給制限があります



障害児福祉手当

対象 ① 次の項目全てに該当する方
20歳未満で、精神または身体に重
度の障害がある方
障害を支給理由とした年金を受け
ていない方
児童福祉施設に入所していない方
支給額【月額】

区 分	支給額
A種	21,590円
B種	15,590円
C種	14,430円

所得により支給制限があります

田原市障害者手当

田原市に住所を有し、身体障害者
手帳、療育手帳、精神障害者保健福
祉手帳のいずれかをお持ちの方が対
象。

支給額【月額】

身体障害者手帳

区 分	支給額
1級	6,000円
2級	5,000円
3級	4,000円
4級	1,200円
5級	1,000円
6級	800円

療育手帳

区 分	支給額
A判定	6,000円
B判定	1,500円
C判定	1,000円

精神障害者 保健福祉手帳

区 分	支給額
1級	2,500円
2級	2,000円
3級	1,000円

在宅重度障害者手当

重度の障害があり、愛知県内に住
所がある方で、施設などに入所され
ていない方、介護保健施設などに入
院されていない方が対象。

支給額【月額】

区 分	支給額
1種	16,100円
2種	7,000円

所得により支給制限があります

これらの制度の必要な手続きは、
それぞれ異なります。詳しくは直接
お問い合わせください。

福祉課（田原福祉センター）

☎ 23局 3512

市民生活課（赤羽根支所）

☎ 45局 3114